

2018年2月20日

吸収分割に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役 田中 達也

当社は、2018年2月8日付で富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社（以下「承継会社」）との間で締結した吸収分割契約に基づき、当社が営むらくらくコミュニケーション事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」）を行うことといたしました。

本件分割を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

本件分割における吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 本件分割の対価の相当性に関する事項

（1）交付する株式数の相当性に関する事項

承継会社は、本件分割に際して、普通株式300株を新たに発行し、そのすべてを当社に割当て交付することといたしました。承継会社は、当社の完全子会社であること、および、本件分割に際して承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められることに加え、承継会社が承継させる事業に係る諸事情を考慮して、当社及び承継会社が協議の上決定したものであり、承継会社が本件分割に際して当社に対して交付する株式の数は相当であると判断いたします。

（2）資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本件分割により承継会社の資本金および準備金の額は増加しません。承継会社が承継する資産その他諸事情を総合的に考慮したうえで決定したものであり、相当であると判断いたします。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

（1）吸収分割承継会社の最終事業年度に関する計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

（2）吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

（資本金準備金の額の減少）

承継会社は、2018年3月29日を効力発生日として、資本準備金5,411,905,553円を減少させることを予定しています。

4. 吸収分割会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容
該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

2017年3月31日現在、当社および承継会社の貸借対照表における資産の額、負債の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	2,044,166 百万円	1,328,688 百万円	715,477 百万円
承継会社	42,338 百万円	30,272 百万円	12,065 百万円

いずれの会社においても、資産の額が負債の額を上回っております。また、本件分割の効力発生日までに資産および負債の状況に重大な変動を生じる事態は、現在のところ、当社については予測されていません。承継会社については本件分割の効力発生日までに剰余金の配当を予定していますが、配当後も資産の額が負債の額を上回る予定です。よって、本件分割により当社および承継会社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務については、免責的債務引き受けの方法によるものいたします。

以上

吸収分割契約書

富士通株式会社（以下「甲」という。）と富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割株式会社・吸収分割承継株式会社の商号・住所）

本契約に基づく吸収分割（以下「本吸収分割」という。）における吸収分割株式会社及び吸収分割承継株式会社並びにそれらの商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割株式会社

甲： 商号： 富士通株式会社
住所： 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号

（2）吸収分割承継株式会社

乙： 商号： 富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社
住所： 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号

第 2 条 （吸収分割）

甲は、らくらくコミュニティの運営事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割の方法により、乙に承継させる。

第 3 条 （吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙は本吸収分割により甲から以下の資産、債務及び契約上の地位、ならびに契約その他の権利義務（以下総称して「本承継権利義務」という。）を承継する。
 - 本件事業にかかる債務（効力発生日において既に発生している債務および当該効力発生日前の原因に基づき当該効力発生日後に発生する債務（偶発債務、潜在債務、簿外債務等の認識されていない債務を含む。）を除く。）
 - らくらくコミュニティ会員規約に基づくらくらくコミュニティユーザとの契約上の地位及びこれに基づく権利義務
 - 甲が保有する、らくらくコミュニティサイトにかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。また、譲渡対象となる著作物にはプログラム著作権、並びに、投稿者、コンテンツ提供者等第三者に権利が帰属するものその他甲及び乙で合意するものは除く。）
2. 前項に関わらず、以下に列記する契約にかかる契約上の地位及びこれに基づく権利義務

務については、承継の対象から除外するものとする。

- 前項にて明記した契約を除く、らくらくコミュニティサイトに係る契約
- 従業員との雇用契約

3. 乙が本吸収分割により甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。

第4条（吸収分割に際して対価として交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式 300 株を発行し、その全てを、本吸収分割により承継する権利義務に代わり甲に対して交付する。

第5条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本吸収分割による乙の資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額： 0 円
- (2) 資本準備金の増加額： 0 円
- (3) 利益準備金の増加額： 0 円

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成 30 年 3 月 30 日とする。ただし、本吸収分割に係る手続進行上の必要性又はその他の事由により必要な場合は、甲と乙の合意によって、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲は、会社法第784条第2項の規定により、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第8条（本件分割の効力、吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除）

1. 本効力発生日までの間に、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合は、甲と乙の合意によって、本吸収分割の条件を変更し、本吸収分割を中止し、又は本契約を解除することができる。
 - (1) 本承継権利義務に重大な変動が生じた場合
 - (2) 本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合
2. 本契約は、本効力発生日までに甲、F A Pホールディングズ株式会社及びポラリス第四号投資事業有限責任組合間で平成 30 年 1 月 31 日付けにて締結された株式譲渡契約

が解除され又は終了した場合、同時にかつ自動的に解除され又は終了する。

第9条（競業禁止義務）

甲は、乙に対し、本事業について競業禁止義務を負わない。

第10条（裁判管轄）

本契約に関連する甲と乙の間的一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月8日

甲： 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 田中 達也

乙： 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 高田 克美

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

事業年度
(第2期)

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内市場はMNO向け携帯電話端末の出荷数が減少するものの、MVNO市場は引き続き伸長しております。

当社製品出荷台数は3,219千台と前年比(2015年2月以前の会社分割前出荷台数を含む)371千台の減少ですが、主力製品であるらくらくホンシリーズは前年比+279千台の1,932千台を販売、MVNO市場に向けて投入したarrows M02、M03は前年を153千台上回る269千台となりました。

その結果、当期の売上高につきましては1,290億円、営業損益につきましては85億円となりました。

売上高	営業損益
1,290億円	85億円

(2) 設備投資等の状況

① 当事業会計年度の主要な設備の新設、拡充

・Nokia 無線標準必須特許に関するライセンス	504百万円
・らくらくスマートフォン向けWebゲーム資産	52百万円
・Sisvel 無線標準特許に関するライセンス	31百万円
・虹彩認証、カメラ、音響機能の開発設備	31百万円
・落下衝撃シミュレーションツール	25百万円
・CAT(携帯電話事業者受入試験)用設備	17百万円

② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

- ・該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

- ・新株式もしくは社債発行による新規の資金調達はございません。

(4) 対処すべき課題

国内携帯端末市場は、グローバルで事業展開をしているメーカーの攻勢が引き続いており、厳しい事業環境となっております。そうした中、MNO向けにはGoogle、ドコモとの連携やプロモーションの強化により当社の強みをアピールし、販売を最大化いたします。競争が激化しているMVNO市場においては、MVNO企業との関係性強化、新興企業の開拓等により、シェアの拡大を図ってまいります。法人事業では当社の強みを発揮できる案件に集中し、安定した利益を確保するとともに、更にスマートフォンコア技術やらくらくホンシリーズで培ったノウハウを活用し、新たな顧客の獲得に取り組んでまいります。

また、部品起因による不良流出の未然防止やお客様起点での堅牢性試験評価を刷新する等、製品の長期信頼性、確保に向けた施策にも取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	平成27年度 第1期	平成28年度 第2期
売上高	172億円	1,290億円
当期純損益	▲7億円	61億円
1株当たり 当期純損益	▲88千円	767千円
総資産 (純資産)	272億円 (59億円)	423億円 (121億円)

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は富士通株式会社で、同社は当社の株式を8,000株
(出資比率100.0%)保有いたしております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
富士通モバイルコミュニケー ーションズ株式会社	4.5億円	100%	携帯端末の開発及び 販売

(7) 主要な事業内容

1. 携帯端末の研究、開発、設計、製造、販売、企画および保守・修理サポート
2. 携帯端末に付帯または関連する各種機器、装置、ソフトウェアおよび
部品の設計、開発、製造、製作、ライセンス、販売、輸出入

(8) 主要な事業拠点

(平成29年3月31日現在)

名称	所在地
本社	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
札幌事業所	北海道札幌市区7条西4-3-1 新北海道ビル
加東事業所	兵庫県加東市佐保35番
東京オフィス	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル
北海道オフィス	北海道札幌市中央区北2条西4丁目1番地 札幌三井JPビルディング
仙台事業所 /東北オフィス	宮城県仙台市青葉区一番町2-3-22 仙台ビルディング
東海オフィス	愛知県名古屋市中区錦1-10-1 名古屋伏見ビル
関西オフィス	大阪府大阪市中央区城見2-2-6 関西システムラボラトリ
中国オフィス	広島県広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング
九州オフィス	福岡県福岡市博多区東比恵3-1-2 東比恵ビジネスセンター

(9) 従業員の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

従業員数	前期末比増減数
534名	+19名

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等の企業再編行為等

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 8,000株

(2) 株主数 1名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士通株式会社	8,000株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
高田 克美	代表取締役社長	富士通モバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役常務
辻村 諭	取締役常務	富士通モバイルコミュニケーションズ株式会社代 表取締役社長
齋藤 邦彰	取締役	富士通クライアントコンピューティング株式会社 代表取締役社長
五十嵐 一浩	取締役	富士通株式会社執行役員常務
河村 知行	監査役	富士通株式会社プロダクト事業推進本部経理部 シニアディレクター

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5. 会社の体制および方針

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項の各号および第3項各号に定める体制(内部統制体制)の整備に関する基本方針を以下の通り決議しております。

1. 目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、原則として3ヶ月に1回開催の取締役会において、重要事項の決定を行う。また、原則として毎週一回開催の経営会議において、経営執行に関する基本的事項、重要事項の意思決定を機動的におこなう。
- ②取締役会は、職務執行に係わる取締役、執行役員（以下「経営者」という。）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ③経営者は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。
- ④経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑤経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- ⑥取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に決算報告・業務報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、富士通株式会社が整備するリスク管理体制に適合するように、必要な組織、制度、規程を整備、運用する。

4. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、富士通株式会社が整備するコンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制、情報開示体制、内部監査体制に適合するように、必要な組織、制度、規程を整備、運用する。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、富士通株式会社が制定する経営文書管理規程に適合する規程を制定し、その

実行に必要な制度、規定を整備、運用する。

6. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、富士通株式会社が定める「内部統制体制の整備に関する基本方針」（以下、「富士通の基本方針」という。）に沿って、前記各体制および規程を構築または整備するとともに、当社の子会社に対しても、同様の体制および規程を整備させるものとし、子会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、子会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
- ②当社は、子会社から当社に対する、子会社の職務の執行に関する事項についての報告体制を整備したうえで、富士通株式会社に対して、当社および子会社の職務の執行に関する事項について、富士通の基本方針に従って、適切な報告を行う。
- ③当社および子会社における重要事項の決定権限や決定プロセス等は、富士通グループの共通ルールに従う。
- ④当社および子会社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7. 監査役の監査の適正性を確保するための体制

(1) 独立性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役が求める場合、監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実行性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- ③経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。
ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

(2) 報告体制に関する事項

- ①当社および子会社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社および子会社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③当社および子会社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- ④当社および子会社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利に取り扱ってはならない。

(2) 実効性の確保に関する事項

- ①当社および子会社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②監査役 of 職務の執行について生じる費用については、会社法 388 条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ③内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

第 2 期

計 算 書 類

(自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)

富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2	買掛金	10,022
預け金	21,336	未払金	12,962
売掛金	3,122	未払消費税	2,433
製品	1,664	未払費用	801
仕掛品	159	未払役員賞与	14
原材料及び貯蔵品	1,349	未払法人税等	791
前渡金	8	預り金	14
繰延税金資産	3,230	製品保証引当金	3,233
未収入金	7,746	流動負債合計	30,272
その他	49		
流動資産合計	38,670	負債合計	30,272
固定資産		純資産の部	
有形固定資産		株主資本	
建物(純額)	30	資本金	400
機械及び装置(純額)	12	資本剰余金	
工具、器具及び備品(純額)	522	資本準備金	5,511
建設仮勘定	6	資本剰余金合計	5,511
有形固定資産合計	571	利益剰余金	
無形固定資産		その他利益剰余金	
ソフトウェア	281	繰越利益剰余金	6,081
無体財産権	138	利益剰余金合計	6,081
ノウハウ権利金	1,104	株主資本合計	11,993
無形固定資産合計	1,524	評価・換算差額等	
投資その他の資産		その他有価証券評価差額金	71
投資有価証券	151	評価・換算差額等合計	71
関係会社株式	1,282	純資産合計	12,065
繰延税金資産	96		
その他	40		
投資その他の資産合計	1,570		
固定資産合計	3,667		
資産合計	42,338	負債純資産合計	42,338

損益計算書 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)

(単位:百万円)

科	目	金	額
売上高		128,995	
売上原価		100,547	
売上総利益		28,448	
販売費及び一般管理費		19,961	
営業利益		8,487	
営業外収益			
受取利息		1	
営業外収益合計		1	
営業外費用			
支払利息		0	
為替差損		126	
営業外費用合計		126	
経常利益		8,361	
税引前当期純利益		8,361	
法人税、住民税及び事業税		2,998	
法人税等調整額		△771	
法人税等合計		2,227	
当期純利益		6,134	

株主資本等変動計算書（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本 合計	その 他有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	その他利益 剰余金 繰越 利益 剰余金			
2016年4月1日残高	400	5,511	△52	5,859	37	5,897
事業年度中の変動額						
当期純利益			6,134	6,134		6,134
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)					34	34
事業年度中の変動額合計	-	-	6,134	6,134	34	6,168
2017年3月31日残高	400	5,511	6,081	11,993	71	12,065

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則(平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 平成28年1月8日法務省令第1号)に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
 - 取得原価と時価との差額の処理方法……………全部純資産直入法
 - 売却時の売却原価の算定方法……………移動平均法による原価法
 - ・時価のないもの……………主に移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産
 - 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 - ・製品……………移動平均法による原価法
 - ・仕掛品……………個別法又は総平均法による原価法
 - ・原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法
 - なお、収益性の低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定額法で計算しております。
 - 耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。
 - ・建物……………2年～17年
 - ・機械及び装置……………2年～10年
 - ・工具、器具及び備品……………1年～17年
 - (2) 無形固定資産
 - ・自社利用ソフトウェア……………利用可能期間(5年以内)に基づく定額法
 - ・その他……………定額法
4. 引当金の計上基準
 - 製品保証引当金
 - 契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販売時に計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
 - 受注制作のソフトウェア
 - 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(百万円)
建物……………	23
機械及び装置……………	143
工具、器具及び備品……………	12,712
計	12,879
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	(百万円)
短期金銭債権……………	3,104
短期金銭債務……………	12,008

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	(百万円)
売上高……………	128,862
仕入高……………	107,689
営業取引以外の取引による取引高	
資産購入高……………	1,186
2. たな卸資産の帳簿価額の切下額	
期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、簿価切下額3,218百万円が「売上原価」に含まれております。	

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の総数	
普通株式	8,000株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (百万円)	
繰延税金資産	
減価償却超過額及び減損損失等	127
未払賞与	191
棚卸資産(低価法)	1,906
製品保証引当金	977
その他	156
繰延税金資産小計	3,357
繰延税金資産合計	3,357
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 31
繰延税金負債合計	△ 31
繰延税金資産の純額	3,326

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて財務活動を行い、事業活動における資金需要に基づき、FCAPを通じて資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、大部分は関係会社間での取引のため信用リスクは高くありません。投資有価証券は、取引先企業との取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有する株式等のその他有価証券であり、一部の株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。営業債務である買掛金・未払金及び未払費用は、概ね1年以内の支払期日であります。また、ライセンス費用に関わる一部の営業債務は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びに当該時価の算定方法については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照下さい)。

	(百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2	2	-
(2)預け金	21,336	21,336	-
(3)売掛金	3,122	3,122	-
(4)未収入金	7,746	7,746	-
資産計	32,206	32,206	-
(1)買掛金	10,022	10,022	-
(2)未払金	12,962	12,962	-
(3)未払費用	801	801	-
(4)未払役員賞与	14	14	-
(5)預り金	14	14	-
負債計	23,813	23,813	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)預け金、(3)売掛金、(4)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払役員賞与、(5)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,282

非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等 (百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	富士通㈱	被所有 直接 100%	携帯電話製品の販売 原材料等の代行購買 取引	携帯電話製品の販売	128,862	売掛金	3,104
				代行購買取引等	108,132	買掛金	9,978
						未払金	1,956

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。
 (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等 (百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	富士通モバイルコミュニケーションズ㈱	所有 直接 100%	携帯電話製品の販売 役員の兼任	販売支援	336	未払金	72

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。
 (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 兄弟会社等 (百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	富士通キャピタル㈱	なし	資金取引	資金の運用委託	49,576	預け金	21,336
				預け金の払戻	28,239		
				支払利息	0	-	-
				受取利息	1	-	-
親会社の 子会社	富士通周辺機構	なし	携帯電話製品の製造 役員の兼任	部品有償社給取引	20,497	未収入金	7,718

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。
 (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額…………… 1,508,230円 67銭
 1株当たり当期純利益金額…………… 766,761円 69銭

第 2 期

附 属 明 細 書

(自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)

富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社

附属明細書

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	32	2	-	3	30	23	54
	機械及び装置	18	-	0	6	12	143	155
	工具、器具及び備品	560	410	0	447	522	12,712	13,235
	建設仮勘定	3	416	413	-	6	-	6
	計	614	829	413	458	571	12,879	13,451
無形固定資産	ソフトウェア	340	96	-	156	281	-	-
	その他	1,151	667	-	575	1,243	-	-
	計	1,492	764	-	732	1,524	-	-

(注) 1. 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容	
工具、器具及び備品	増加	携帯所有型 285百万円、3Dプリンター 24百万円
ソフトウェア	増加	らくらくスマホゲームコーナー 52百万円、落下シミュレーションソフト 25百万円
その他	増加	Nokiaライセンス 504百万円、Sisvelライセンス 35百万円 虹彩認証ライセンス 24百万円、Qualcommライセンス 11百万円

2.引当金の明細

(単位:百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製品保証引当金	2,924	2,559	2,250	3,233

3.販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
1. 作業委託費	6,009
2. 売上報償金	3,063
3. ソフト外注費	2,739
4. その他	8,149
合計	19,961

独立監査人の監査報告書

平成29年5月31日

富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

前田隆夫



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小山浩平



当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告書に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（新日本有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 6 月 5 日

富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社

監査役

河村知行 

